

の間の給与所得については、その期間内に国外出張があり、したがって国外源泉所得があっても、その分はすべて課税の対象とされることになります。

3 平成9年7月1日以降においては、外国人Aは、その稼得するすべての所得、すなわち国内源泉所得及び国外源泉所得の双方が課税の対象とされます。

したがって、利子、配当については、その所得源泉が国外であっても課税の対象とされるこ

とからこれを確定申告に含めて納税することになります（海外で生ずる預金利子は分離課税の対象とされていないので総合課税により確定申告により納税することになります）。

この申告の対象とされた利子、配当に対して外国で所得税が課されていれば、原則として外国税額控除により、日本の所得税額からその外国で課された所得税額を控除することができます。

(税理士 小沢 進)

財経詳報社の好評国際税務既刊図書

Q & A 移転価格の税務 (三訂版)

五味雄治 編著
A5判・3262円

米国の新しい規制やOECDの新ガイドラインをふまえて最新の取扱いを111本のQ&Aと資料で詳解。

国際取引課税—その理論と実務

五味雄治・大崎 満 著
A5判・4893円

欧米と日本の制度を比較対比しながら、その仕組み、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制等を詳説。

Q & A 租税条約の実務 (三訂版)

小沢 進 著
A5判・3262円

租税条約の基本的解説と多数のQ&A・ケーススタディにより、租税条約の入門から実務処理まで幅広く対応。

国際税務ガイドブック (三訂版)

小沢 進 著
A5判・1937円

国際税務の重要性の高まりに対応し、基本的な項目とルールをわかりやすく解説した入門書の決定版。

英和対照 税金ガイド 平成9年版

五味雄治 著
A5変型・9450円

わが国の最新の国税・地方税の取扱いを、英文和文対照で解説した唯一の書。国際化時代に必携の1冊。

Guide to Japanese Taxes 1997-1998年

五味雄治 著
A5変型・6825円

わが国の最新の国税・地方税の取扱いを、法律から通達まで英文で解説した唯一の書。

(価格は税込)

財 経 詳 報 社

国際課税

Q & A

▶▶非永住者が永住者になった場合の 確定申告について

Q 英国籍を有する外国人Aは、外国法人の日本支店に勤務していますが、平成9年6月30日で日本における滞在期間が5年となり、課税上のステータスは、同年7月1日から非永住者から永住者に変更されることとなります。従来、外国人Aは、各年においておおむね年の3分の1は国外に出張しており、確定申告に際してはその外国出張に対応する給与分は国外所得であることから課税の対象から除外しております（外国人Aの給与は国外で支払われ、かつ、日本に送金される金額は給与の額のおおむね2分の1であるため）。

平成9年も、例年どおり、おおむねその年の3分の1は国外に出張しています。

また、外国人Aは、国外に預金を有し、さらに外国法人の株式も所有していることから、国外源泉所得である利子、配当の受領もあります。

平成9年中に非永住者から永住者に課税上のステータスが変更されましたが、平成9年分の確定申告において、給与、利子及び配当に関し具体的にどのようにその所得金額を算定し、申告したらよろしいでしょうか。

A 1 非永住者期間における課税所得の算定方法と永住者期間における課税所得の算定方法が異なります。

外国人Aの場合、平成9年1月1日から平成9年6月30日までの間は非永住者として、また同年7月1日から同年12月31日までの間は永住者としてそれぞれ課税の対象となる所得金額を計算することになります。

2 給与所得に関しては、平成9年1月1日から平成9年6月30日までの給与のうち国外源泉所得に対応するもの（平成9年1月1日から

平成9年6月30日までの間の国外出張の日数に係るもの）については、この期間内での給与の支払が国外で行われ、かつ、国外からの送金も、その期間内の国内源泉所得の金額の範囲内であれば、その国外源泉所得分については課税の対象から除外することができます。

したがって、平成9年7月1日以降に国外から送金があったものについては、非永住者期間内の送金の有無による課税に影響はないこととなります。

平成9年7月1日から平成9年12月31日まで